

医療法人治久会もみのき病院の取組内容

1 計画期間

平成27年1月1日～平成28年12月31日(3期目)

2 行動計画の目標

法を上回る「育児・介護休業規定」の整備を行う。

3 取組の結果

仕事と家庭の両立を支援するために、もっと気軽に子育てに参加できるよう、子の看護休暇制度に加えて、参観日や学校行事への参加のために休みが取れるよう、制度の拡充を行いました。その結果、育児のため気兼ねなく休みが取れるようになり、職場の理解も深まり職場環境の改善にも繋がったと考えます。

4 その他

- ①子が小学校就学始期に達するまでの育児のための所定外労働の免除制度を導入。
- ②年次有給休暇取得促進のための措置として時間単位で取得できる制度を導入。
- ③時間外労働について、安全衛生委員会において労使間の話し合いを行っている。
- ④子供の出生時に父親が取得できる2日の休暇制度(有給)がある。
- ⑤相談窓口担当者(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、育児・介護、メンタルヘルス)を配置し、相談・情報提供を行っている。
- ⑥高知県認定こども園もみのき幼稚園・めだか園をグループ内で運営。
- ⑦子育てをしながら安心して働ける職場環境をめざし、平成25年度新たに「病後児保育室」をグループ内で設置している。

5 育児休業等取得者数

計画期間に1名の男性職員が育児休業を取得した。
計画期間の女性育児休業取得者は10名で取得率91%。

6 くるみんマーク認定を目指した理由

職員一人ひとりが能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため。

